

利益相反管理方針

三菱UFJアセットマネジメント株式会社は、MUFG フィデューシャリー・デューティー基本方針に基づき、常にお客さま本位で考え、公正・透明な企業活動を誠実に従っています。

1. 基本的な考え方

当社は投資運用業や投資助言業、第二種金融商品取引業を行う金融商品取引業者として、金融における仲介者として重要な役割を担うと共に、お客さま本位の業務運営を行うことが使命であることから、お客さまのために行う取引において、利益相反行為を特定し、排除できる態勢を構築し利益相反の防止に努めます。

なお、特に、当社は異なるビジネスを営む複数の企業から構成されるMUFGグループに属し、様々な利益相反が発生するリスクがあることを踏まえ、常に、全役職員が利益相反によるお客さまへの不利益が生じることを回避し、顧客保護を図ります。

2. 管理対象とする利益相反のおそれのある取引等とその管理

(1) 管理対象とする利益相反のおそれのある取引等

本方針において管理対象とする利益相反のおそれのある取引等とは、当社がお客さまのために行うすべての取引のうち、利害関係人（当社または当社の親法人等・子法人等・関係外国法人等に該当する者をいいます。以下、同じ。）とお客さまとの間、お客さま同士で利害が対立するもの（以下「利益相反取引等」といいます。）を指します。

(2) 主たる利益相反取引等の例

利益相反取引等の主な例は以下のとおりです。ただし、これらの例は、利益相反取引等を網羅するものではなく、また、一律にこれらが禁止されるものではありません。

① 商品組成

- ・受託会社（再信託会社を含む）の選定において、受託会社の候補企業の管理態勢、受託者報酬などを確認して適切性を評価してお客さまの財産にとって適切な者を選定せずに、利害関係人（当社を除きます。本項に置いて同じ。）であることを考慮して選定すること
- ・運用指図権限の委託先や投資助言者の選定において、委託先又は投資助言者である候補企業の、運用の基本方針、運用体制、運用パフォーマンスと運用リスク、リスク管理体制を含む内部管理体制、運用報酬、財産管理の方法などを確認して適切性を評価せずに、利害関係人であることや利害関係人との関係を考慮して選定すること

② 商品の販売

- ・顧客の知識や経験等を考慮せずに特定の当社商品の販売が行われることを誘発するようなインセンティブを販売会社の販売担当者へ付与すること。

③ 運用・調査

- ・利害関係人が発行する有価証券、投資信託業を営む利害関係人が設定する投資信託証券を適切性や合理性なくお客さまの運用財産に組み入れること

- ・利害関係人である証券会社が主幹事または幹事となって発行される有価証券を適切性や合理性なくお客さまの運用財産に組み入れること
- ・利害関係人が引き受けた有価証券について、取得または買付の申込みが予定額に達しないと見込まれる状況下において、当該利害関係人の要請を受けて、お客さまの運用財産に組み入れること
- ・お客さまの運用財産の売買に係る情報を利用して、利害関係人、または他のお客さまの利益を図るために先回りして売買を行うこと
- ・お客さまよりも利害関係人の利益や不利益の回避を優先して議決権の行使やスチュワードシップ活動を行うこと

④ トレーディング

- ・お客さまの運用財産と当社または当社の役職員の財産を取引すること
- ・複数のお客さまの運用財産間において、投資判断に必要性・合理性のない、または最良執行の観点から疑義のある取引すること
- ・利害関係人が相手方となる有価証券等の取引を適切性や合理性なくお客さまの運用財産で行うこと
- ・お客さまの運用財産のための発注をするにあたり、より有利な条件を提示しているブローカーが存在しているにも関わらず、利害関係人に発注すること

⑤ 情報管理

- ・お客さまの運用財産に係る情報を知った当社の役職員が、当該情報を利用して自己または他のお客さまの運用財産に係る売買すること
- ・利害関係人（当社を除きます。）との間で、お客さまの運用財産に係る情報を授受すること

⑥ その他

- ・お客さまのために行う当社業務を外部委託する際に、適切性評価の観点で最適な先ではなく、利害関係人であることを考慮して選定すること

3. 利益相反の管理体制

当社は、利益相反によりお客さまの利益を不当に害することがないように、以下の利益相反管理体制を構築し、全役職員が、顧客本位に則った業務遂行が徹底されるよう努めています。

① 取締役会

取締役会は、顧客本位に則った業務運営がなされお客さまの利益が不当に害されないよう、当社の利益相反管理態勢が整備されるよう監督しています。なお、社外取締役を選任することにより、取締役会による監督の実効性確保を図っております。

② フィデューシャリー・デューティー推進委員会

フィデューシャリー・デューティー推進委員会では、顧客本位の業務運営や利益相反管理態勢の高度化を図っています。

③ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会では、利益相反管理態勢に係るリスクの特定・評価を行い、必要に応じてリスク低減のための対応策を講じています。

④ スチュワードシップ諮問会議

スチュワードシップ諮問会議では、議決権行使や目的を持った対話などスチュワードシップ活動の適切性およびその遵守状況を検証しています。

⑤ 利益相反管理統括責任者および利益相反管理統括部署

チーフ・コンプライアンスオフィサーを利益相反管理統括責任者、法務・コンプライアンス部を利益相反管理統括部署と定め、当社の利益相反管理態勢の整備、およびその有効性について適切な検証を行い、継続的に利益相反管理態勢の強化を図っています。

⑥ 各部

取引を行う業務運営部署が主体となって利益相反管理態勢の整備を図ることとし、法務・コンプライアンス部は業務運営部署の利益相反防止態勢の整備のための支援と牽制、内部監査部は法務・コンプライアンス部の活動も含めた利益相反管理態勢の有効性の検証を行うことにより、当社は利益相反防止態勢の継続的な改善に努めて参ります。

4. 利益相反の管理方法

当社は、上述の管理体制の下、常にお客さまにとって最良となる取引相手を選定すること、また、以下の利益相反行為を避けるための管理方法またはその組み合わせた方法に基づいた運営を行うことで、利益相反の未然防止に努めることを基本とします。

- ① 利益相反による弊害のおそれのある取引を行う部門を他の部門から分離する方法
- ② 利益相反による弊害のおそれのある取引の一方又は双方の条件又は方法を変更する方法
- ③ 利益相反による弊害のおそれのある取引の一方を中止する方法
- ④ 利益相反による弊害のおそれがあることをお客さまに開示する方法